

令和 6 年度
法務省事前評価実施結果報告書

令和 6 年 8 月
法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（令和5年3月30日決定）に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価有識者会議委員の意見等を参考とした。

目 次

1 法務省の政策体系	1
2 令和6年度事前評価実施結果報告書	
(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	5
(2) 施設の整備	
ア 京都拘置所・京都少年鑑別所新営工事	19
(京都拘置所・京都少年鑑別所新営工事事業評価資料)	
イ 佐世保拘置支所新営工事	31
(佐世保拘置支所新営工事事業評価資料)	
ウ 彦根法務総合庁舎（仮称）新営工事	43
(彦根法務総合庁舎（仮称）新営工事事業評価資料)	
エ 西条法務総合庁舎新営工事	57
(西条法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
オ 長崎法務総合庁舎新営工事	71
(長崎法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
(参考)	
1 法務省大臣官房施設課における事業評価システム	86
2 令和6年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する 質問・意見及び回答	103

政 策 体 系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) **社会経済情勢に対応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）

(1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。）

(4) **法教育の推進**（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。）

(5) **国際仲裁の活性化に向けた基盤整備**（国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。）

5 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等**（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) **国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) **人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) **円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現**（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

令和 6 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 6 年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（ストーカー・DV加害者に関する研究）	政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究 （I－3－(1)）
事 業 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
評 価 方 式	事業評価方式	
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	本研究は、ストーカー・DV事犯の実態や当該事犯における加害者の特性を明らかにすることで、再犯防止に向けた加害者に対するより効果的な処遇・支援を検討するための基礎資料を提供することを目的としている。この目的の是非及び達成の見込みについて、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。 評価の結果の概要は、以下のとおり、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評価の合計点は 70 点中 64 点であったことから、評価基準第 3 の 3 に基づき「大いに効果が見込まれる」と評価された。 1 必要性 本研究は、「第二次再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組として、ストーカー・DV加害者の特性に応じた指導等の充実を挙げているところ、正にストーカー・DV事犯に着目し、その実態を明らかにしつつ、加害者の問題性等を含む特性を分析するものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。 さらに、昨今のストーカー・DV事犯に係る情勢を見ると、いずれも検挙件数は高止まりの状態にあるほか、ストーカー行為がエスカレートし重大犯罪となる事案が社会問題となっているなど、新たな課題への対応が喫緊の課題となっている現状にあることから、早期に本研究を実施する必要性は極めて高い。 2 効率性 本研究の調査対象は、一定期間におけるストーカー・DV事犯により処分が確定した者であり、刑事裁判の判決書や刑事確定訴訟記録を中心にデータを収集してその実態を明らかにし、処遇状況も含め調査研究を深めていくものであるところ、これら事犯の検挙件数や起訴状況等に照らし、必要かつ十分な調査対象者数を確保できることが見込まれる。ただし、調査対象範囲については、公判請求事案、略式請求事案及び不起訴事案のどこまでとするかにつき、なお検討を要する。 また、本研究は、刑事司法の各段階において実務経験を有する研究官で構成するチームが、専門家の助言を得て策定した調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果についても専門家の助言を得ながら統計学的に妥当な手法を用いて分析するものであるから、基本的には適切な実施体制・手法であると見込まれるものの、特に分析手法については、調査対象及び調査項目が未確定であることから、引き続き検討する必要がある。さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究方法は、費用対効果の観点からも合理的なものになると見込まれる。 3 有効性 本研究は、ストーカー・DV事犯に係る犯罪の実態や加害者の特性を明らかにし、同加害者に対する有効な処遇・支援を検討するための基礎資料を提供するものであるところ、法務省の再犯防止施策のみならず、ストーカー・DV加害者への支援等も含めた関係省庁	

	や大学等の研究機関における多様な検討のため、大いに利用されることが見込まれる。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	再犯防止に向けた総合対策	平成 24 年 7 月 20 日 犯罪対策閣僚会議決定	第 3－1－(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援
	再犯防止推進計画	平成 29 年 12 月 15 日 閣議決定	第 5－1－(2)－②－ii－ウ ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究
			第 5－1－(2)－②－vii－ア 各種指導プログラムの充実
			第 5－1－(2)－④再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究
	第二次再犯防止推進計画	令和 5 年 3 月 17 日 閣議決定	第 4－1－(2)－②－ii－イ ストーカー加害者等に対するカウンセリング等
	第 5 次男女共同参画基本計画	令和 2 年 12 月 25 日 閣議決定	第 2 部－Ⅱ－第 5 分野－4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
			第 2 部－Ⅱ－第 5 分野－5 ストーカー事案への対策の推進

令和6年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（ストーカー・DV加害者に関する研究）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 （Ⅰ－3－(1)）		
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	令和6年8月	担 当 部 局 名	法務総合研究所総務企画部企画課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

令和4年におけるストーカー事案の検挙件数は2,678件と高止まり傾向にあり、ストーカー規制法による禁止命令等の件数も1,744件と増加傾向にあるところ、ストーカー事案の相談等件数において、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）の構成比が37.2%と最も高いほか、配偶者（内縁・元配偶者を含む。）も7.0%を占めている。また、配偶者からの暴力事案等（以下、加害行為時点において法律上婚姻していた者、内縁関係にあった者、元配偶者であった者及び元内縁関係にあった者からの暴力等を「DV」という。）の同年における検挙件数も8,581件と高止まりを続けている。このような状況に照らすと、ストーカーやDVといった相手との関係性が問題となる加害事件の動向については、引き続き注視する必要がある。

この点に関連し、第二次再犯防止推進計画では、「法務省は、個々のストーカー・DV加害者が抱える問題性等を踏まえ、矯正施設における改善指導や保護観察所における類型別処遇ガイドラインに基づく処遇を適切に実施する」とされているところ、ストーカー・DV事犯の実態や、ストーカー・DV加害者に係る問題性等を含む特性を把握することは、これらの加害者に対する再犯防止に向けたより有効な処遇を適切に実施する前提として必要不可欠である。

これまで、法務総合研究所では、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」（平成15年研究部報告）及び「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」（平成20年研究部報告）を発刊し、主としてDV等に関連する調査結果を明らかにしており、これらの結果はDVに関する研究論文（清水新二（2007）アルコールとドメスティックバイオレンス—その直接効果と間接効果 医学のあゆみ 222（9）724-727）等においても引用され、活用されているところであるが、各調査結果の報告からは相当期間が経過している上、ストーカー事犯に焦点を絞った調査・分析はなされていない。このため、我が国における近時のストーカー・DV事犯について早期に研究を行い、その実態やストーカー・DV加害者の特性を明らかにすることで、ストーカー・DV加害者に対するより効果的な処遇の在り方等の検討に資する基礎資料を提供する必要性は高い。

（2）目的・目標

本研究の目的は、ストーカー・DV事犯のうち、特に被害者との間で親密な関係を有する者が当該事犯に及んだケースについて、その実態や両加害者に共通する特性を明らかにすることで、両加害者に対して行われている矯正施設における改善指導や保護観察所における類型別処遇ガイドラインに基づく処遇等の適切な実施や更なる充実に必要な

方策を検討するための基礎資料を提供することである。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

令和7年度から同8年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) ストーカー・DV事犯の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、ストーカー・DV事犯に係る犯罪の発生状況やその動向のほか、当該事犯における加害者の施設内及び社会内処遇の状況等を取りまとめる。

(イ) ストーカー・DV加害者に関する実態調査

一定期間におけるストーカー・DV加害者を調査対象とし、主に判決書や刑事確定記録を調査するほか、必要に応じ、刑事施設や保護観察所での別途調査を行うことにより、加害者の属性（前科・前歴、暴力団所属歴、薬物使用歴、アルコール依存状況等を含む。）、被害者の属性、加害者と被害者の関係、事件の態様・背景事情、事件後の状況等について調査する。

(ウ) ストーカー・DV加害者の処遇に関する調査

刑事施設、保護観察所等において、ストーカー・DV加害者特有の課題に係る処遇として実施されている各種取組や、指導及び支援に関する関係機関・団体等との連携状況に関する実地調査を行う。

ウ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、ストーカー・DV事犯の実態を明らかにし、ストーカー・DV加害者の再犯防止に向けた処遇や支援の在り方に関する課題と展望を取りまとめて、犯罪白書等として発刊する。

エ 検証を行う時期

本研究を終了した時点から、2年経過後に実施する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、令和6年5月15日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

本研究は、政府の「第二次再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。同計画では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組として、ストーカー・DV加害者の特性に応じた指導等の充実を挙げているところ、本研究は、正にストーカー・DV事犯に着目し、その実態を明らかにしつつ、加害者の問題性を含む特性を分析するものである。同加害者について更に効果的な処遇・支援の方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。

また、ストーカー・DV事犯について、加害者の属性、事件の態様・背景事情、事件後

の状況等に加え、被害者の状況についても着目し、総合的な実態解明を図ろうとする研究であるところ、このような調査・研究を実施するためには、刑事司法手続の各段階における広範囲な調査、情報収集等が必要である。法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難であり、ほかに代替性のない研究である。

さらに、昨今のストーカー・DV事犯に係る情勢を見ると、いずれも検挙件数は高止まりの状態にあるほか、ストーカー行為がエスカレートし重大犯罪となる事案が社会問題となっているなど、新たな課題への対応が喫緊の課題となっている現状にあることから、早期に本研究を実施する必要性は極めて高い。

このように、本研究は、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目については、30点中30点であったことから、本研究の必要性は高いものと認められる。

(効率性の評価項目)

本研究の調査の対象は、一定期間におけるストーカー・DV事犯により処分が確定した者であり、刑事裁判の判決書や刑事確定訴訟記録を中心にデータを収集してその実態を明らかにし、処遇状況も含め調査研究を深めていくものであるところ、これら事犯の検挙件数や起訴状況等に照らし、必要かつ十分な調査対象者数を確保できることが見込まれる。ただし、調査の対象については、公判請求事案、略式請求事案及び不起訴事案のどこまでをその対象範囲とするかにつき、なお検討を要する。

また、本研究は、刑事司法の各段階において実務経験を有する研究官で構成するチームが、専門家の助言を得て策定した調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果についても専門家の助言を得ながら統計学的に妥当な手法を用いて分析するものであるから、基本的には適切な実施体制・手法であると見込まれるものの、特に分析手法については、調査対象及び調査項目が未確定であることから、これまで行われた各研究等の結果も踏まえつつ、引き続き検討する必要がある。

さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究方法は、費用対効果の観点からも合理的なものになると見込まれる。

このように、本研究は、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目については、30点中24点であったことから、本研究は効率적인なされるものと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究は、ストーカー・DV事犯に係る犯罪の実態や加害者の特性を明らかにし、同加害者に対する有効な処遇・支援を検討するための基礎資料を提供するものであるところ、法務省の再犯防止施策のみならず、ストーカー・DV加害者への支援等も含めた関係省庁や大学等の研究機関における多様な検討のため、大いに利用されることが見込まれる。

このように、本研究は、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目については、10点中10点であったことから、本研究の有効性は、高いものと認められる。

(総合評価)

したがって、総合的評価としては、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評価の合計点は70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果が見込まれる」と評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和6年7月30日～8月21日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

別添「令和6年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」

番号1ないし6のとおり

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*1}
 - 第3 再犯防止のための重点施策
 - 1－(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援
- 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）^{*2}
 - 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
 - ④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究
- 「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）^{*3}
 - 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）^{*4}
 - 第2部 政策編
 - Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現
 - 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - 5 ストーカー事案への対策の推進

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

- 平成5年版犯罪白書「児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪」
- 研究部報告24「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」
- 研究部報告40「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」

^{*1} 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援

再犯要因としてアルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンスを含む対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施する。

^{*2} 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(5) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

ii ストーカー加害者に対する指導等

ウ ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究

法務省は、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策等について調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、必要な施策を実施する。

vii その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

ア 各種指導プログラムの充実

法務省は、刑事施設における、アルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、少年院における特殊詐欺等近年の非行態様に対応した指導内容の整備、保護観察所における飲酒や暴力などに関する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実を図る。

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。

*3 「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

ii ストーカー・DV加害者に対する指導等

イ ストーカー加害者等に対するカウンセリング等

法務省は、個々のストーカー・DV加害者が抱える問題性等を踏まえ、矯正施設における改善指導や保護観察所における類型別処遇ガイドラインに基づく処遇を適切に実施する。

*4 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）

第2部 政策編

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(2) 具体的な取組

⑪ 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて迅速な被害者保護を実現するために必要な検討を行う。

⑲ 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。

5 ストーカー事案への対策の推進

(2) 具体的な取組

⑦ 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等到大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【ストーカー・DV加害者に関する研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、政府の「第二次再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。同計画では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組として、ストーカー・DV加害者の特性に応じた指導等の充実を挙げているところ、本研究は、正にストーカー・DV事犯に着目し、その実態を明らかにしつつ、加害者の問題性等を含む特性を分析するものである。同加害者について更に効果的な処遇・支援の方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	ストーカー・DV事犯について、加害者の属性、事件の態様・背景事情、事件後の状況等に加え、被害者の状況についても着目し、総合的な実態解明を図ろうとする研究であるところ、このような調査・研究を実施するためには、刑事司法手続の各段階における広範囲な調査、情報収集等が必要である。法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難であり、ほかに代替性のない研究である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	昨今のストーカー・DV事犯に係る情勢を見ると、いずれも検挙件数は高止まりの状態にあるほか、ストーカー行為がエスカレートし重大犯罪となる事案が社会問題となっているなど、新たな課題への対応が喫緊の課題となっている現状にあることから、早期に本研究を実施する必要性は極めて高い。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	本研究の調査の対象は、一定期間におけるストーカー・DV事犯により処分が確定した者であり、刑事裁判の判決書や刑事確定訴訟記録を中心にデータを収集してその実態を明らかにし、処遇状況も含め調査研究を深めていくものであるところ、これら事犯の検挙件数や起訴状況等に照らし、必要かつ十分な調査対象者数を確保できることが見込まれる。ただし、調査の対象については、公判請求事案、略式請求事案及び不起訴事案のどこまでをその対象範囲とするかにつき、なお検討を要する。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究は、刑事司法の各段階において実務経験を有する研究官で構成するチームが、専門家の助言を得て策定した調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果についても専門家の助言を得ながら統計学的に適切な手法を用いて分析するものであるから、基本的には適切な実施体制・手法であると見込まれるものの、特に分析手法については、調査対象及び調査項目が未確定であることから、これまで行われた各研究等の結果も踏まえつつ、引き続き検討する必要がある。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点からも合理的なものになると見込まれる。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、ストーカー・DV事犯に係る犯罪の実態や加害者の特性を明らかにし、同加害者に対する有効な処遇・支援を検討するための基礎資料を提供するものであるところ、法務省の再犯防止施策のみならず、ストーカー・DV加害者への支援等も含めた関係省庁や大学等の研究機関における多様な検討のため、大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 64点 / 70点

令和 6 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 6 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（京都拘置所・京都少年鑑別所新営工事）		政策体系上の位置付け												
			Ⅶ－15－(2)												
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。														
評 価 方 式	事業評価方式														
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 45%; text-align: center;"> 評価の観点 (基準) 事業計画の 必要性 (100 点以上) 事業計画の 合理性 (100 点) 事業計画の 効果 (100 点以上) </td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">京都拘置所・京都少年鑑別所</td><td style="text-align: center;">123 点</td><td style="text-align: center;">100 点</td><td style="text-align: center;">133 点</td></tr> </table>			評価の観点 (基準) 事業計画の 必要性 (100 点以上) 事業計画の 合理性 (100 点) 事業計画の 効果 (100 点以上)				名称				京都拘置所・京都少年鑑別所	123 点	100 点	133 点
評価の観点 (基準) 事業計画の 必要性 (100 点以上) 事業計画の 合理性 (100 点) 事業計画の 効果 (100 点以上)															
名称															
京都拘置所・京都少年鑑別所	123 点	100 点	133 点												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）												

令和6年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	施設の整備（京都拘置所・京都少年鑑別所新営工事）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））		
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和6年8月	担 当 部 局 名	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

京都拘置所は、昭和36年度に整備された建物であり、旧耐震基準制定前の建物である。築後63年が経過しているため、経年による著しい劣化が生じている上、耐震安全性が確保されていない状況である。

また、京都拘置所から北側約8kmに位置する京都少年鑑別所は、昭和45年度に整備された建物であり、旧耐震基準制定前の建物である。築後54年が経過しているため、経年による著しい劣化が生じている上、耐震安全性が確保されていない状況であることから、これらを解消することが求められている。

（2）目的・目標

現京都拘置所敷地において、京都拘置所及び京都少年鑑別所を合築した建て替えを行い、現状施設の耐震強度不足及び老朽を解消することに加え、拘置所と少年鑑別所を合築することで矯正施設の運用における業務効率向上を図ることを目的とする。

（3）具体的内容

事業場所：京都市伏見区竹田向代町138

事業時期：令和7年度から

延べ面積：17,305平方メートル

入居庁：京都拘置所、京都少年鑑別所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- （1）事業計画の必要性に関する評価が100点以上であること（別添資料 3 事業計画の必要性）。

事業計画の必要性：123点

・経年による建物の老朽が進んでいる上、耐震基準を満たしていない。

- （2）事業計画の合理性に関する評価が100点以上であること（別添資料 4 事業計画の合理性）。

事業計画の合理性：100点

・現状の京都拘置所及び京都少年鑑別所における、耐震強度不足及び必要となる面積の不足を踏まえると、耐震改修及び増築を含む模様替えが必要となるところ、現在利用している敷地内に増築可能なスペースがないため、同等の性能が確保できる他の案^{*1}は実現不可能である。

(3) 基本機能 (B 1) 及び付加機能 (B 2) が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能 (B 1) *2 (別添資料 5 事業計画の効果 (B 1)) : 133 点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され、良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能 (B 2) の評価*3 (別添資料 6 事業計画の効果 (B 2)) において、特に充実した取組 (A 評価*4) 及び充実した取組 (B 評価*5) が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A 評価の内訳 (4 項目)

①人権 (地域住民の人権に配慮した建物計画、被疑者・被収容者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画)、②環境保全性 (特別な省エネ機器の導入、自然エネルギー利用のための特別な対策、断熱性向上のための特別な対策、木材利用促進)、③防災性 (落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保)、④保安性 (保安性の確保のための特別な対策、被疑者・被収容者・保護観察対象者等の監視を容易にする工夫、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策) に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B 評価の内訳 (2 項目)

①地域性 (地域住民との連携、景観性)、②耐用・保全性 (可動間仕切等の活用) に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C 評価の内訳 (1 項目)

①ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上 (1)、(2) 及び (3) より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和 6 年 7 月 30 日～8 月 21 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

特段の意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

現在京都拘置所及び京都少年鑑別所として利用している敷地での耐震改修、模様替え及び増築を想定したもの。

*2 「基本機能 (B 1)」

基本機能 (B 1) が基準レベル (100 点) 以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業計画の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 25 日付け建設省告示第 2379 号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C 評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A 評価」

B 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B 評価」

C 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

京都拘置所・京都少年鑑別所新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設


 行政施設、交通施設、現在地、
計画地



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	京都拘置所・京都少年鑑別所	上鳥羽口駅より徒歩約2分

2 整備方針

○ 京都拘置所・京都少年鑑別所

目的	方針
矯正業務の維持・向上	地域との調和 ○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 ○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	来訪者対応機能の充実 ○面会待合室、面会室等の機能改善 ・面会室、待合室の充実
	円滑な業務の遂行 ○調室、面接調査室等の機能改善 ・調室、面接調査室等の充実
	被収容者の処遇、生活環境の改善 ○居室（単独室、共同室）の機能改善 ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保
	職員の執務環境の向上 ○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
	環境負荷の小さな施設づくり ○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画 ○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用 ○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上 ○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	100
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左					
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	7
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	6
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
合計										123

主要素
 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分 類	項 目		係 数						評 点
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
位 置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある					1.0
構 造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
						評点（各係数の積×100倍）			133

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(京都拘置所・京都少年鑑別所)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A:3つ以上該当	B
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B:2つ以上該当	
		・跡地の有効活用		C:1つ以下	
		・地域性のある材料の採用			
		・地域住民との連携	地域住民への避難場所提供		
		・オープンスペースの設置			
		・景観性	地域に調和した都市型収容施設		
	人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画	内部からの視線制御	A:2つ以上該当	A
		・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫)、外部からの視線制御	B:1つ該当	
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	面会人等と一般来庁者との動線分離	C:該当なし	
環境保全性	環境保全性	・特別な省エネ機器の導入	照明制御	A:4つ以上該当	A
		・緑化のための特別な対策		B:2つ以上該当	
		・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電	C:1つ以下	
		・水資源の有効活用のための特別な対策			
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(ペアガラス)		
		・木材利用促進	木造化、内装等の木質化		
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。		A評価	C
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		B評価	
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。		C評価	
	防災性	・火災への特別な対策		A:2つ以上該当	A
		・浸水への特別な対策		B:1つ該当	
		・強風への特別な対策		C:該当なし	
		・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策			
		・災害時の対策			
		・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切		
	保安性	・保安性の確保のための特別な対策	護送用車両専用車庫(シャッター付)、作業門の二重化、生体認証装置	A:2つ以上該当	A
		・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造	B:1つ該当	
		・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策	鍵の二重化、生体認証、鉄格子	C:該当なし	
経済性	耐用・保全性	・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A:2つ以上該当	B
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保		B:1つ該当	
		・可動間仕切等の活用	可動間仕切	C:該当なし	
		・清掃を容易にするための取組			
		・メンテナンスを容易にする工夫			
		・増築可能な建物配置			

令和 6 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 6 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（佐世保拘置支所新営工事）		政策体系上の位置付け													
			Ⅶ－15－(2)													
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。															
評 価 方 式	事業評価方式															
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 評価の観点 (基準) 事業計画の 必要性 (100 点以上) 事業計画の 合理性 (100 点) 事業計画の 効果 (100 点以上) </td><td style="width: 30%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">佐世保拘置支所</td><td style="text-align: center;">110 点</td><td style="text-align: center;">100 点</td><td style="text-align: center;">133 点</td></tr> </table>				評価の観点 (基準) 事業計画の 必要性 (100 点以上) 事業計画の 合理性 (100 点) 事業計画の 効果 (100 点以上)				名称				佐世保拘置支所	110 点	100 点	133 点
評価の観点 (基準) 事業計画の 必要性 (100 点以上) 事業計画の 合理性 (100 点) 事業計画の 効果 (100 点以上)																
名称																
佐世保拘置支所	110 点	100 点	133 点													
関 係 す る 施 政 方 針 演 説 等 内 閣 の 重 要 政 策 (主 な も の)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）													

令和6年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	施設の整備（佐世保拘置支所新営工事）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））		
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和6年8月	担 当 部 局 名	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

佐世保拘置支所は、平成31年3月31日に佐世保刑務所が廃庁し、同年4月1日付けで佐世保拘置支所として組織改編されたことから、旧佐世保刑務所の敷地及び建物の一部を活用し、運用している。現在使用している建物は、昭和46年度に整備された、旧耐震基準制定前の建物であり、築後50年以上が経過していることから、経年による著しい劣化が生じている上、耐震安全性が確保されていない状況である。

また、上記のとおり旧佐世保刑務所の敷地等を活用しているところ、拘置支所としては施設の規模が過大であり、機能が分散しているため、被告人等の収容業務及び施設の維持管理が困難である。

（2）目的・目標

現佐世保拘置支所の宿舍敷地を利用し、佐世保拘置支所の建て替えを行い、現状施設の耐震強度不足及び老朽解消を図るとともに、維持管理の困難さを解消することを目的とする。

（3）具体的内容

事業場所：長崎県佐世保市重尾町3263

事業時期：令和7年度から

延べ面積：2,224平方メートル

入居庁：佐世保拘置支所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- （1）事業計画の必要性に関する評価が100点以上であること（別添資料 3 事業計画の合理性）。

事業計画の必要性：110点

・耐震基準を満たしていないことに加え、経年による建物の老朽が進行している。さらに、旧佐世保刑務所の敷地及び建物を活用していることから、機能が分散しており、業務に支障が生じている。

- （2）事業計画の合理性に関する評価が100点以上であること（別添資料 4 事業計画の合理性）。

事業計画の合理性：100点

・現状施設は、耐震強度が不足している状態にあることから、耐震改修等が必要であ

るところ、同等の性能を確保できる他の案^{*1}との経済比較（コスト比較）を行った際に、事業案の方が経済的である。

事業案の費用：約0.5億円／年（建て替え後、65年使用することを想定）

他の案の費用：約2.6億円／年（現施設を築後65年使用することを想定（耐震改修等実施後10年使用することを想定））

（３）基本機能（Ｂ１）及び付加機能（Ｂ２）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（Ｂ１）^{*2}（別添資料 ５ 事業計画の効果（Ｂ１））：133点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され、良好なアクセスが確保されており、好条件である。

イ 付加機能（Ｂ２）の評価^{*3}（別添資料 ６ 事業計画の効果（Ｂ２））において、特に充実した取組（Ａ評価^{*4}）及び充実した取組（Ｂ評価^{*5}）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

（ア）Ａ評価の内訳（４項目）

①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画、被疑者・被収容者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、②環境保全性（特別な省エネ機器の導入、自然エネルギー利用のための特別な対策、断熱性向上のための特別な対策、木材利用促進）、③防災性（落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保）、④保安性（保安性の確保のための特別な対策、被疑者・被収容者・保護観察対象者等の監視を容易にする工夫、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策）に対して特に充実した取組が計画されている。

（イ）Ｂ評価の内訳（１項目）

①耐用・保全性（可動間仕切等の活用）に対して充実した取組が計画されている。

（ウ）Ｃ評価の内訳（２項目）

①地域性（景観性）、②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上（１）、（２）及び（３）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

５．学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

令和６年７月３０日～８月２１日

（２）実施方法

持ち回り審議

（３）意見及び反映内容の概要

別添「令和６年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」番号７のとおり

６．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

７．政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

８．備考

*1 「他の案」

既存の佐世保拘置支所庁舎敷地での耐震改修、模様替えを想定したもの。

*2 「基本機能（B 1）」

基本性能（B 1）が基準レベル（100 点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 25 日付け建設省告示第 2379 号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C 評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A 評価」

B 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B 評価」

C 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

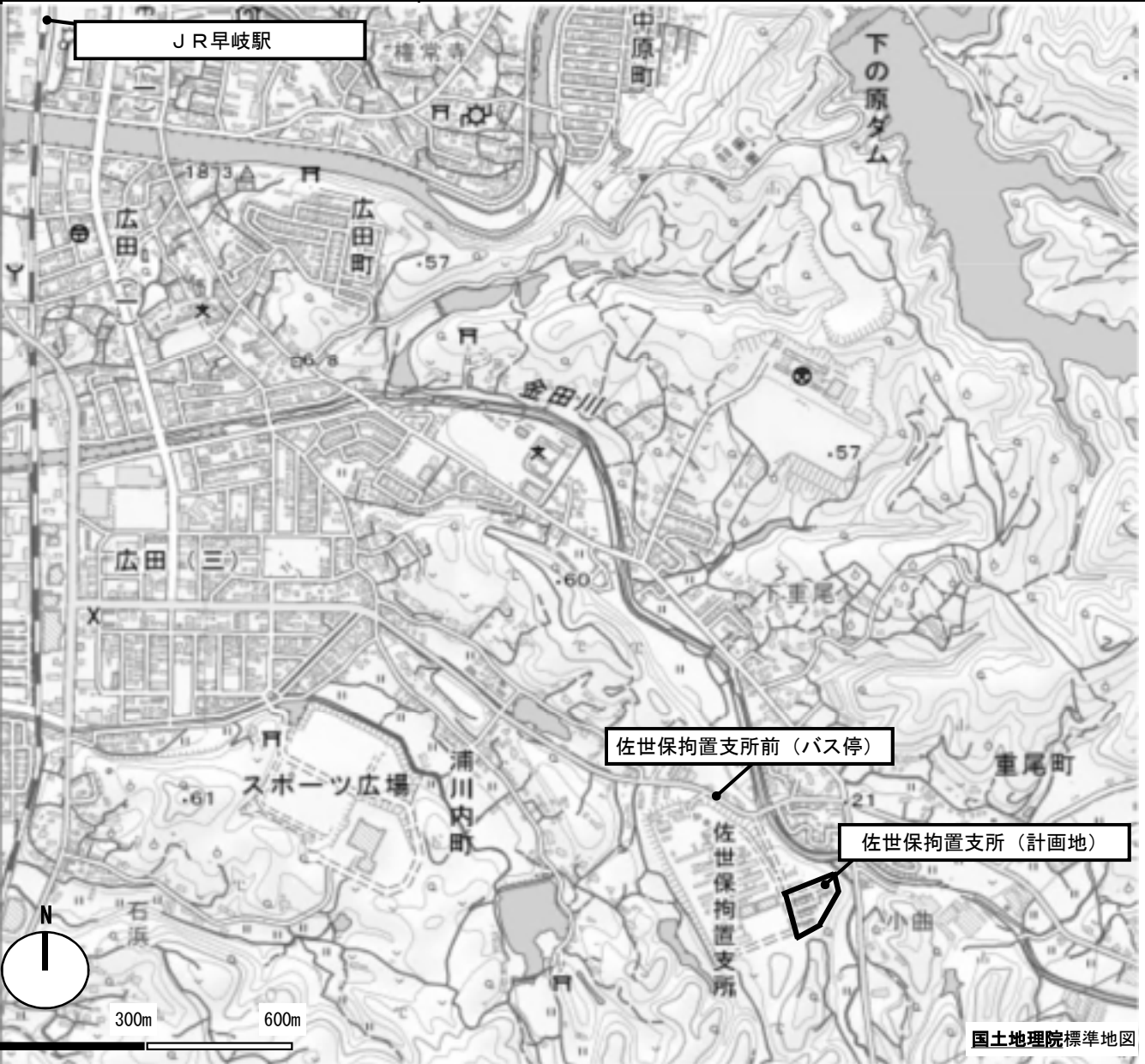
佐世保拘置支所新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設



行政施設、交通施設、現在地、
計画地



官署No.	官署名称	アプローチ
		[バス]
1	佐世保拘置支所	佐世保拘置支所前より徒歩約1分

2 整備方針

○佐世保拘置支所

目的	方針	
矯正業務の維持・向上	地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 ○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	来訪者対応機能の充実	○面会待合室、面会室等の機能改善 ・面会室、待合室の充実
	円滑な業務の遂行	○調室、面接調査室等の機能改善 ・調室、面接調査室等の充実
	被収容者の処遇、生活環境の改善	○居室（単独室、共同室）の機能改善 ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・I T化への対応
	環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
		○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	100
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左					
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	
	借用返還	立退要求がある場合	借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
借用返還	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	
	分散	事務能率低下、連絡困難		2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの		
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	6
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										
合 計										110

主要素
 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分 類	項 目		係 数						評 点
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
位 置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある					1.0
構 造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
						評点（各係数の積×100倍）			133

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(佐世保拘置支所)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A:3つ以上該当	C
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B:2つ以上該当	
		・跡地の有効活用		C:1つ以下	
		・地域性のある材料の採用			
		・地域住民との連携			
		・オープンスペースの設置			
環境保全性	環境保全性	・景観性	地域に調和した都市型収容施設		A
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	内部からの視線制御	A:2つ以上該当	
		・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫)、外部からの視線制御	B:1つ該当	
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	面会人等と一般来庁者との動線分離	C:該当なし	
		・特別な省エネ機器の導入	照明制御	A:4つ以上該当	
		・緑化のための特別な対策		B:2つ以上該当	
機能性	ユニバーサルデザイン	・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電	C:1つ以下	A
		・水資源の有効活用のための特別な対策			
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(ペアガラス)		
	防災性	・木材利用促進	木造化、内装等の木質化		A
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。		A評価	
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		B評価	
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。		C評価	
		・火災への特別な対策		A:2つ以上該当	
		・浸水への特別な対策		B:1つ該当	
		・強風への特別な対策		C:該当なし	
	保安性	・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		A
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策			
		・災害時の対策			
		・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切		
経済性	耐用・保全性	・保安性の確保のための特別な対策	護送用車両専用車庫(シャッター付)、作業門の二重化、生体認証装置	A:2つ以上該当	B
		・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造	B:1つ該当	
		・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策	鍵の二重化、生体認証、鉄格子	C:該当なし	
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A:2つ以上該当	
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保		B:1つ該当	
		・可動間仕切等の活用	可動間仕切	C:該当なし	
		・清掃を容易にするための取組			
		・メンテナンスを容易にする工夫			
		・増築可能な建物配置			

令和 6 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 6 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（彦根法務総合庁舎（仮称）新営工事）		政策体系上の位置付け													
			Ⅶ－15－(2)													
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。															
評 価 方 式	事業評価方式															
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 45%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 評価の観点 (基準) </td><td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">事業計画の 必要性 (100 点以上)</td><td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">事業計画の 合理性 (100 点)</td><td style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: middle;">事業計画の 効果 (100 点以上)</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; vertical-align: top;">名称</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">彦根法務総合庁舎（仮称）</td><td style="text-align: center;">109 点</td><td style="text-align: center;">100 点</td><td style="text-align: center;">121 点</td></tr> </table>				評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100 点以上)	事業計画の 合理性 (100 点)	事業計画の 効果 (100 点以上)	名称				彦根法務総合庁舎（仮称）	109 点	100 点	121 点
評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100 点以上)	事業計画の 合理性 (100 点)	事業計画の 効果 (100 点以上)													
名称																
彦根法務総合庁舎（仮称）	109 点	100 点	121 点													
関 係 す る 施 政 方 針 演 説 等 内 閣 の 重 要 政 策 (主 な も の)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）													

令和6年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	施設の整備（彦根法務総合庁舎（仮称）新営工事）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））		
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和6年8月	担 当 部 局 名	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

大津地方検察庁彦根支部は、昭和39年度に建築された庁舎であるところ、老朽化が進んでいることに加え、特別史跡の範囲内にあるため、彦根市から別地への移転を要請されている。さらには、業務上密接な連携を必要とする裁判所が既に建設予定地の隣地へ移転しており、加えて、狭あいのため、業務の多様化に伴って必要とされている固有業務室の整備ができず、検察業務運営上の支障が生じている。

また、大津地方法務局彦根支局においても、相続土地国庫帰属制度の導入、相続登記の義務化、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入、氏名の読み仮名の法制化等の新規施策を進めるに当たり、事務室等の狭あいに伴う業務上の支障が生じている。

（2）目的・目標

大津地方検察庁彦根支部及び大津地方法務局彦根支局を集約した法務総合庁舎として整備し、老朽、狭あい及び立地条件の不良を解消し、業務効率を改善することで利用者へのサービス向上を図ることを目的とする。

（3）具体的内容

事業場所：滋賀県彦根市駅東町（未定）

事業時期：令和6年度から

延べ面積：2,554 平方メートル

入居庁：大津地方検察庁彦根支部

大津地方法務局彦根支局

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- （1）事業計画の必要性に関する評価が100点以上であること（別添資料 3 事業計画の必要性）。

事業計画の必要性：109 点

・経年による建物の老朽が進んでいる上、既存建物は面積が不十分となっている。

- （2）事業計画の合理性に関する評価が100点以上であること（別添資料 4 事業計画の合理性）。

事業計画の合理性：100 点

・他の案^{*1}では、老朽、狭あい及び立地条件の不良が解消できないことから、事業案と同等の性能を確保できない。

- （3）基本機能（B 1）及び付加機能（B 2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（Ｂ１）^{*2}（別添資料 ５ 事業計画の効果（Ｂ１））：121 点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（Ｂ２）の評価^{*3}（別添資料 ６ 事業計画の効果（Ｂ２））において、特に充実した取組（Ａ評価^{*4}）及び充実した取組（Ｂ評価^{*5}）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

（ア）Ａ評価の内訳（４項目）

①人権（被疑者・被収容者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、②環境保全性（特別な省エネ機器の導入、自然エネルギー利用のための特別な対策、断熱性向上のための特別な対策、木材利用促進）、③防災性（落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保）、④保安性（保安性の確保のための特別な対策、被疑者・被収容者・保護観察対象者の監視を容易にする工夫、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策）に対して特に充実した取組が計画されている。

（イ）Ｂ評価の内訳（１項目）

①耐用・保全性（可動間仕切の活用）に対して充実した取組が計画されている。

（ウ）Ｃ評価の内訳（２項目）

①地域性（景観性）、②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上（１）、（２）及び（３）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

５．学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

令和６年７月３０日～８月２１日

（２）実施方法

持ち回り審議

（３）意見及び反映内容の概要

別添「令和６年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」番号８ないし１０のとおり

６．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

７．政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

８．備考

*1 「他の案」

既存庁舎の長寿命化及び模様替えを想定したもの。

*2 「基本機能（Ｂ１）」

基本性能（Ｂ１）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（Ｂ２）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成６年１２月２５日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な

取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

彦根法務総合庁舎（仮称）新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設	
○ 行政施設、交通施設、現在地、計画地	〔裁判所〕 施設名：大津地方裁判所彦根支部 移動距離：0.05 km



官署No.	官署名称	アプローチ 〔鉄道〕
1	大津地方検察庁彦根支部	JR彦根駅より徒歩約8分
2	大津地方法務局彦根支局	

2 整備方針

○ 検察庁

目的	方針
検 察 業 務 の 質 的 ・ 量 的 変 化 へ の 対 応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解
	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	犯罪被害者等への配慮
	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
	業務効率、検察官支援機能の充実
	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・ 協働執務体制への配慮
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
	防犯性の向上
	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

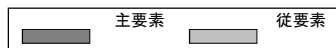
○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能・情報提供機能の充実 ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機，ベンチ等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○ 相談機能の充実 ・相談室の充実（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		○ バリアフリー化 ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○ 駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	○ 登記窓口・事務室の充実 ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保
		○ 各領域の明確な区分 ・閲覧スペースの充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 閲覧機能の充実 ・閲覧機能の充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 会議室の充実 ・各種会議に対応できるスペースの確保
	○ 書庫充実 ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 （空調設備等の設置）(防災安全性の確保) （保安安全性の確保）	

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな 施設づくり	○周辺環境の配慮 ・ 地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） ・ 負荷の抑制 ・ 自然エネルギーの利用 ・ エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・ 自然材料の利用 ・ リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・ 構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下		
老朽	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	80
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	7
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	8
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの		4
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
合計										109



4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分 類	項 目		係 数						評 点
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
位 置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.0
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規 模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構 造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
						評点(各係数の積×100倍)			121

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン （建物内）	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(彦根法務総合庁舎(仮称))

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	C
		・既存建築物(歴史的建築物)の有効利用			
		・跡地の有効活用			
		・地域性のある材料の採用			
社会性	人権	・地域住民との連携		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・オープンスペースの設置			
		・景観性	彦根市都市景観計画		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画			
環境保全性	環境保全性	・被疑者、被收容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫)	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	A
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室)		
		・特別な省エネ機器の導入	照明制御		
		・緑化のための特別な対策			
環境保全性	環境保全性	・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	A
		・水資源の有効活用のための特別な対策			
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(ペアガラス)		
		・木材利用促進	木造化、内装等の木質化		
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。		A評価 B評価 C評価	C
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。			
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。			
		・火災への特別な対策			
機能性	防災性	・浸水への特別な対策		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・強風への特別な対策			
		・落雷への特別な対策			
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
機能性	保安性	・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・災害時の対策			
		・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切		
		・保安性の確保のための特別な対策	押送車両専用車庫(シャッター付)		
経済性	耐用・保全性	・被疑者、被收容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫	監視カメラ	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	B
		・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策	電子錠		
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保			
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保			
経済性	耐用・保全性	・可動間仕切の活用	可動間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	B
		・清掃を容易にするための取組			
		・メンテナンスを容易にする工夫			
		・増築可能な建物配置			

令和 6 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 6 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（西条法務総合庁舎新営工事）			政策体系上の位置付け
				Ⅶ－15－(2)
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100 点以上)	事業計画の 合理性 (100 点)	事業計画の 効果 (100 点以上)
	名称			
	西条法務総合庁舎	113 点	100 点	121 点
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

令和6年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	施設の整備（西条法務総合庁舎新営工事）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））		
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和6年8月	担 当 部 局 名	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

松山地方検察庁西条支部は、昭和40年度に建築された庁舎であるところ、塩害による各種設備の老朽化が顕著となっている上、狭あいのため、業務の多様化に伴って必要とされている固有業務室の整備ができず、検察業務運営上支障が生じている。

また、隣接する松山地方法務局西条支局においても、同様の自然状況による不具合や書庫の狭あいに伴う業務上の支障が生じている。

（2）目的・目標

松山地方検察庁西条支部及び松山地方法務局西条支局を集約した法務総合庁舎として整備し、老朽、狭あい及び施設の不備の解消を図る。

（3）具体的内容

事業場所：愛媛県西条市明屋敷字堀端168番地2

事業時期：令和7年度から

延べ面積：2,787平方メートル

入居庁：松山地方検察庁西条支部

松山地方法務局西条支局

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- （1）事業計画の必要性に関する評価が100点以上であること（別添資料 3 事業計画の必要性）。

事業計画の必要性：113点

・経年による建物の老朽が進んでいる上、既存建物は面積が不十分となっている。

- （2）事業計画の合理性に関する評価が100点以上であること（別添資料 4 事業計画の合理性）。

事業計画の合理性：100点

・他の案^{*1}では、老朽、狭あい及び施設の不備が解消できないことから、事業案と同等の性能を確保できない。

- （3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）^{*2}（別添資料 5 事業計画の効果（B1））：121点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（Ｂ２）の評価*3（別添資料 ６ 事業計画の効果（Ｂ２））において、特に充実した取組（Ａ評価*4）及び充実した取組（Ｂ評価*5）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

（ア）Ａ評価の内訳（４項目）

①人権（被疑者・被収容者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、②環境保全性（特別な省エネ機器の導入、自然エネルギー利用のための特別な対策、断熱性向上のための特別な対策、木材利用促進）、③防災性（落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保）、④保安性（保安性の確保のための特別な対策、被疑者・被収容者・保護観察対象者の監視を容易にする工夫、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策）に対して特に充実した取組が計画されている。

（イ）Ｂ評価の内訳（１項目）

①耐用・保全性（可動間仕切の活用）に対して充実した取組が計画されている。

（ウ）Ｃ評価の内訳（２項目）

①地域性（景観性）、②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上（１）、（２）及び（３）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

５．学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

令和６年７月３０日～８月２１日

（２）実施方法

持ち回り審議

（３）意見及び反映内容の概要

別添「令和６年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」番号１１のとおり

６．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

７．政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

８．備考

*1 「他の案」

既存庁舎の増築及び模様替えを想定したもの。

*2 「基本機能（Ｂ１）」

基本性能（Ｂ１）が基準レベル（１００点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（Ｂ２）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成６年１２月２５日付け建設省告示第２３７９号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（Ｃ評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

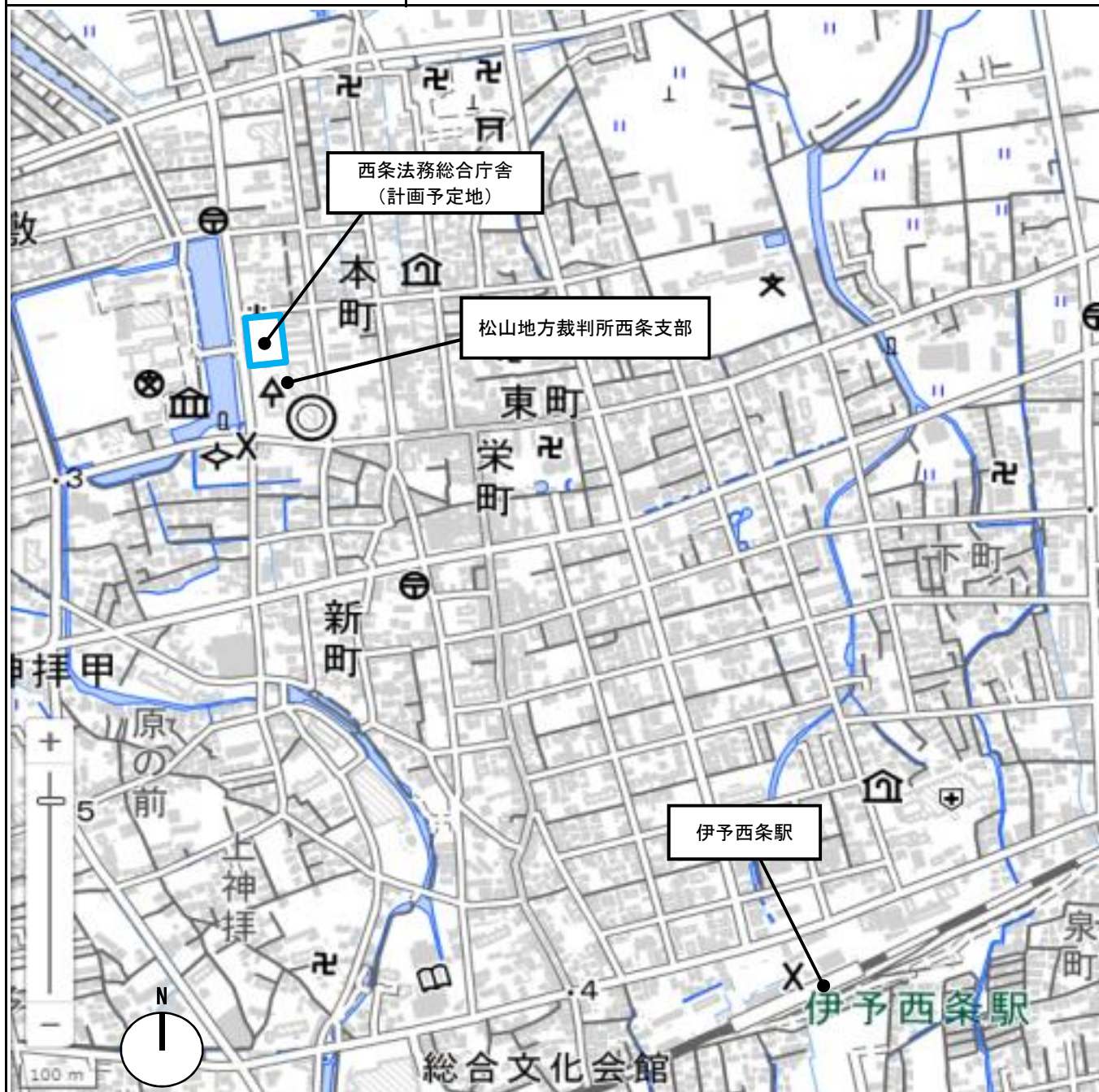
*4 「Ａ評価」

- B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合
- *5 「B評価」
- C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

西条法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設	
○ 行政施設、交通施設、現在地、 計画地	〔裁判所〕 施設名：松山地方裁判所西条支部 移動距離：0.02 km



官署No.	官署名称	アプローチ 〔鉄道〕
1	松山地方検察庁西条支部	JR伊予西条駅より徒歩約17分
2	松山地方法務局西条支局	

2 整備方針

○ 検察庁

目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保 ○ バリアフリー化 ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実 ○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
	業務効率、検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・ 協働執務体制への配慮
		○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実
		○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
		○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
	防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

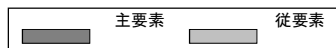
○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能・情報提供機能の充実 ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機，ベンチ等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○ 相談機能の充実 ・相談室の充実（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		○ バリアフリー化 ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○ 駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	○ 登記窓口・事務室の充実 ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保
		○ 各領域の明確な区分 ・閲覧スペースの充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 閲覧機能の充実 ・閲覧機能の充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 会議室の充実 ・各種会議に対応できるスペースの確保
		○ 書庫充実 ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 (空調設備等の設置)(防災安全性の確保) (保安安全性の確保)

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな 施設づくり	○周辺環境の配慮 ・ 地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） ・ 負荷の抑制 ・ 自然エネルギーの利用 ・ エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・ 自然材料の利用 ・ リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・ 構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下		
老朽	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	5
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	8
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
合計										113



4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分 類	項 目		係 数						評 点
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
位 置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.0
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規 模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構 造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
						評点(各係数の積×100倍)			121

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(西条法務総合庁舎)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・跡地の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・景観性	西条市景観計画	A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	C
	人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画	- 来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫) - 犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室)		
環境保全性	環境保全性	・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進	- 照明制御 - 太陽光発電 - 高性能ガラス(ペアガラス) - 木造化、内装等の木質化	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	A
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。		A評価 B評価 C評価	C
	防災性	・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保	- 高度な雷保護(SPD(過電流保護装置)) - 防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
	保安性	・保安性の確保のための特別な対策 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策	- 押送用車両専用車庫(シャッター付) - 監視カメラ - 電子錠	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
	耐用・保全性	・将来の模様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置	可動間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	B

令和 6 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 6 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（長崎法務総合庁舎新営工事）		政策体系上の位置付け													
			Ⅶ－15－(2)													
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。															
評 価 方 式	事業評価方式															
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 45%; text-align: center; vertical-align: bottom;"> 評価の観点 (基準) </td><td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: bottom;">事業計画の 必要性 (100 点以上)</td><td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: bottom;">事業計画の 合理性 (100 点)</td><td style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: bottom;">事業計画の 効果 (100 点以上)</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; vertical-align: top;">名称</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">長崎法務総合庁舎</td><td style="text-align: center;">108 点</td><td style="text-align: center;">100 点</td><td style="text-align: center;">121 点</td></tr> </table>				評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100 点以上)	事業計画の 合理性 (100 点)	事業計画の 効果 (100 点以上)	名称				長崎法務総合庁舎	108 点	100 点	121 点
評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100 点以上)	事業計画の 合理性 (100 点)	事業計画の 効果 (100 点以上)													
名称																
長崎法務総合庁舎	108 点	100 点	121 点													
関 係 す る 施 政 方 針 演 説 等 内 閣 の 重 要 政 策 (主 な も の)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）													

令和6年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	施設の整備（長崎法務総合庁舎新営工事）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））		
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和6年8月	担 当 部 局 名	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

長崎地方検察庁は、昭和41年度に建築された庁舎であるところ、経年によるコンクリートの劣化に加え、各種設備の老朽化が顕著となっている上、業務の多様化に伴って必要とされている固有業務室の整備がされておらず、検察業務運営上支障が生じている。

また、隣接する長崎地方法務局、長崎保護観察所及び九州公安調査局長崎駐在官室が入居する長崎法務合同庁舎においても、老朽化等同様の事情により、行政事務の円滑な遂行に支障を来している状態にある。

（2）目的・目標

長崎地方検察庁、長崎地方法務局、長崎保護観察所及び九州公安調査局長崎駐在官室を集約した法務総合庁舎として整備し、老朽及び施設の不備の解消を図る。

（3）具体的内容

事業場所：長崎県長崎市万才町9番3号

事業時期：令和3年度から

延べ面積：10,789平方メートル

入居庁：長崎地方検察庁

長崎地方法務局

長崎保護観察所

九州公安調査局長崎駐在官室

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- （1）事業計画の必要性に関する評価が100点以上であること（別添資料 3 事業計画の必要性）。

事業計画の必要性：108点

・経年による建物の老朽が進んでいる上、施設の不備により業務に支障が生じている。

- （2）事業計画の合理性に関する評価が100点以上であること（別添資料 4 事業計画の合理性）。

事業計画の合理性：100点

・他の案^{*1}では、老朽、狭あい及び施設の不備が解消できないことから、事業案と同等の性能を確保できない。

- （3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事

業計画とする。

ア 基本機能（Ｂ１）*2（別添資料 ５ 事業計画の効果（Ｂ１））：121 点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（Ｂ２）の評価*3（別添資料 ６ 事業計画の効果（Ｂ２））において、特に充実した取組（Ａ評価*4）及び充実した取組（Ｂ評価*5）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

（ア）Ａ評価の内訳（４項目）

①人権（被疑者・被収容者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、②環境保全性（特別な省エネ機器の導入、自然エネルギー利用のための特別な対策、断熱性向上のための特別な対策、木材利用促進）、③防災性（落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保）、④保安性（保安性の確保のための特別な対策、被疑者・被収容者・保護観察対象者の監視を容易にする工夫、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策）に対して特に充実した取組が計画されている。

（イ）Ｂ評価の内訳（１項目）

①耐用・保全性（可動間仕切の活用）に対して充実した取組が計画されている。

（ウ）Ｃ評価の内訳（２項目）

①地域性（景観性）、②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上（１）、（２）及び（３）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

令和６年７月３０日～８月２１日

（２）実施方法

持ち回り審議

（３）意見及び反映内容の概要

別添「令和６年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」番号１２のとおり

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

既存庁舎の長寿命化及び模様替えを想定したもの。

*2 「基本機能（Ｂ１）」

基本性能（Ｂ１）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 25 日付け建設省告示第 2379 号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C 評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A 評価」

B 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B 評価」

C 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

長崎法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例	主要施設
○ 行政施設、交通施設、現在地、 計画地	〔裁判所〕 施設名：長崎地方裁判所 移動距離：0.02 km



官署No.	官署名称	アプローチ
		〔鉄道〕
1	長崎地方検察庁	蛸茶屋支線めがね橋駅より徒歩約4分、JR長崎駅より徒歩13分、
2	長崎地方法務局	
3	長崎保護観察所	
4	九州公安調査局長崎駐在官室	

2 整備方針

○ 検察庁

目的	方針
検 察 業 務 の 質 的 ・ 量 的 変 化 へ の 対 応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解
	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	犯罪被害者等への配慮
	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
	業務効率、検察官支援機能の充実
	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・ 協働執務体制への配慮
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
	防犯性の向上
	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能・情報提供機能の充実 ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機，ベンチ等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○ 相談機能の充実 ・相談室の充実（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		○ バリアフリー化 ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○ 駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	○ 登記窓口・事務室の充実 ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティの確保
		○ 各領域の明確な区分 ・閲覧スペースの充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 閲覧機能の充実 ・閲覧機能の充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 会議室の充実 ・各種会議に対応できるスペースの確保
		○ 書庫充実 ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 （空調設備等の設置）(防災安全性の確保) （保安安全性の確保)

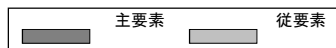
○ 保護観察所		
目的	方針	
保護観察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実	○待合機能、情報提供機能の充実 ・待合のためのスペース確保 ○バリアフリー化 ・障がい者及び高齢者のための機能の充実 ○駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保
	犯罪被害者等への配慮	○犯罪被害者等への配慮 ・専用待合室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・保護観察対象者との区域分離
	保護観察官、社会復帰調整官支援機能の充実	○面接、調査機能の充実 ・面接、調査室の面積不足解消 ・面接、調査室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		○医療観察機能の充実 ・生活指導室の設置
		○付随機能等の充実 ・各待合室等の充実 ・集団処遇室の設置
○ 公安調査事務所		
目的	方針	
公安調査業務の質的・量的変化への対応	業務処理機能の充実	○事務室の充実 ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティの確保
		○会議室の充実 ・各種会議に対応できるスペースの確保
		○保管機能の充実 ・保存期間に基づく資料保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 （空調設備等の設置、防災安全性の確保及び保安安全性の確保） ・セキュリティの充実

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな 施設づくり	○周辺環境の配慮 ・ 地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） ・ 負荷の抑制 ・ 自然エネルギーの利用 ・ エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・ 自然材料の利用 ・ リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・ 構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下		
老朽	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	8
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
合計										108



4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分 類	項 目		係 数						評 点
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
位 置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.0
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規 模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構 造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
						評点(各係数の積×100倍)			121

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(長崎法務総合庁舎)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	C
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用			
		・跡地の有効活用			
		・地域性のある材料の採用			
社会性	人権	・地域住民との連携		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・オープンスペースの設置			
		・景観性	長崎市景観計画		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画			
環境保全性	環境保全性	・被疑者、被收容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫)	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	A
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室)		
		・特別な省エネ機器の導入	照明制御		
		・緑化のための特別な対策			
環境保全性	環境保全性	・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	A
		・水資源の有効活用のための特別な対策			
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(ペアガラス)		
		・木材利用促進	木造化、内装等の木質化		
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。		A評価 B評価 C評価	C
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。			
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。			
		・火災への特別な対策			
機能性	防災性	・浸水への特別な対策		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・強風への特別な対策			
		・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
機能性	保安性	・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・災害時の対策			
		・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切		
		・保安性の確保のための特別な対策	押送用車両専用車庫(シャッター付)		
経済性	耐用・保全性	・被疑者、被收容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫	監視カメラ	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	B
		・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策	電子錠		
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保			
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保			
経済性	耐用・保全性	・可動間仕切の活用	可動間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	B
		・清掃を容易にするための取組			
		・メンテナンスを容易にする工夫			
		・増築可能な建物配置			

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

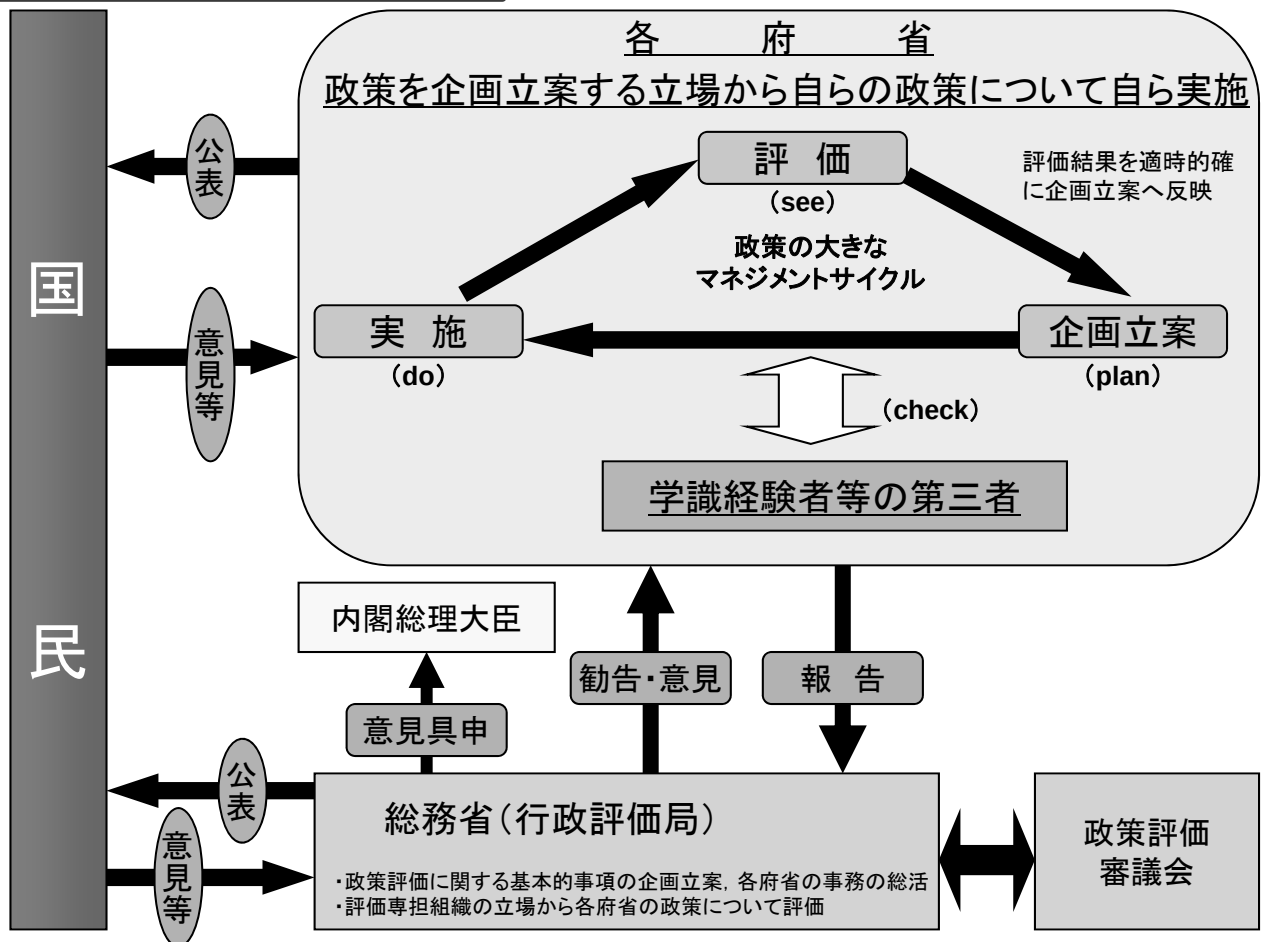
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

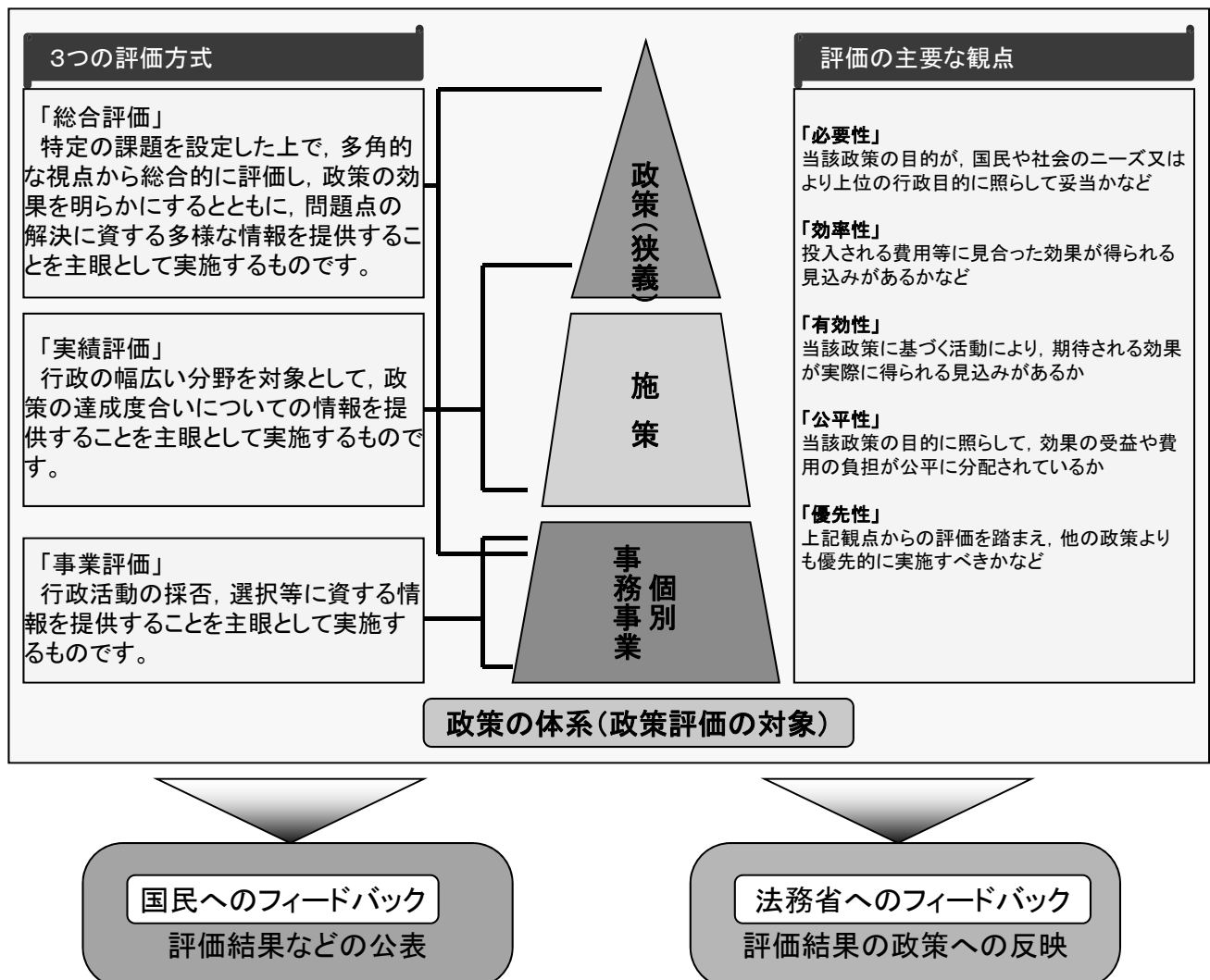
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

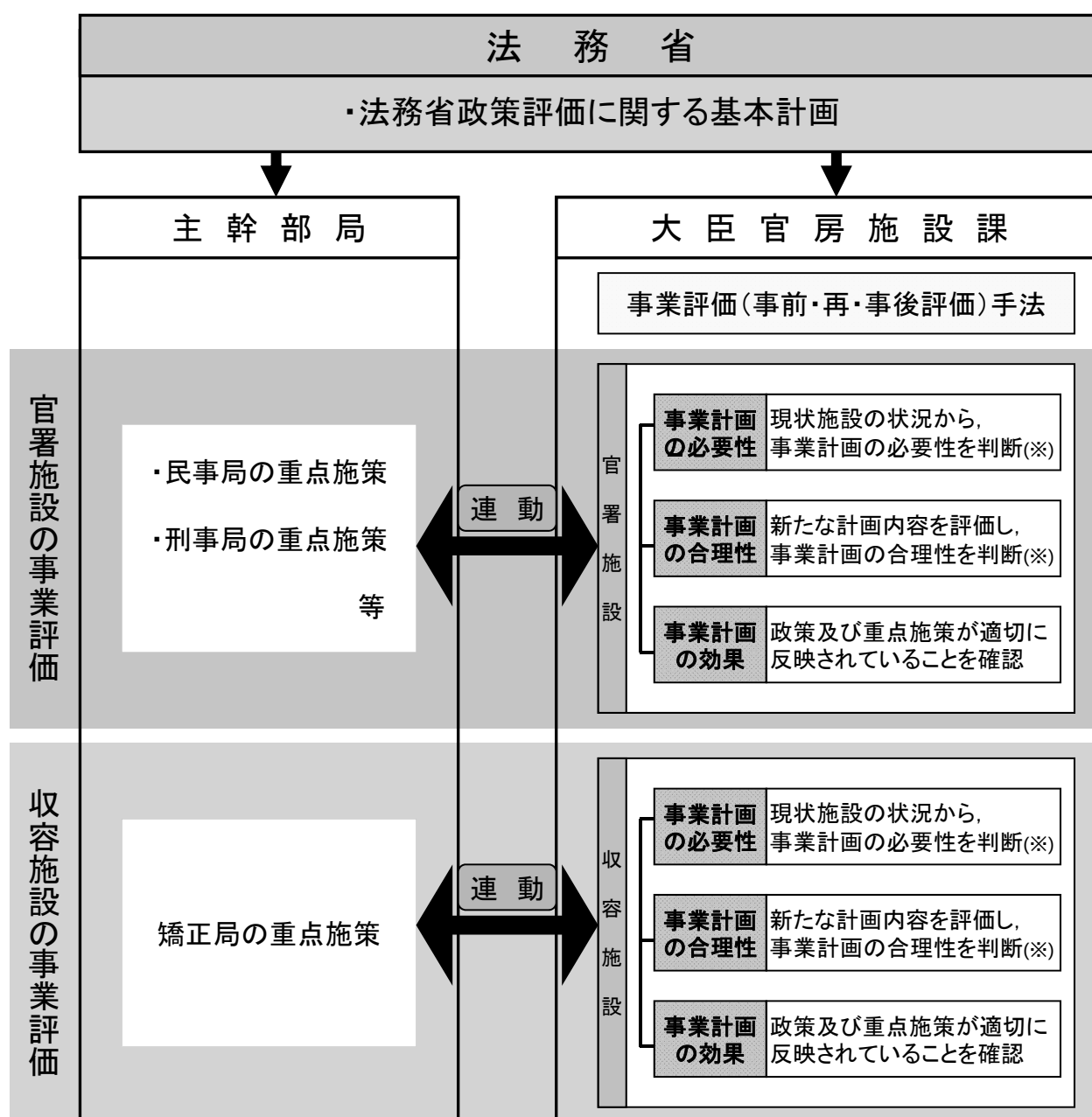
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。



(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

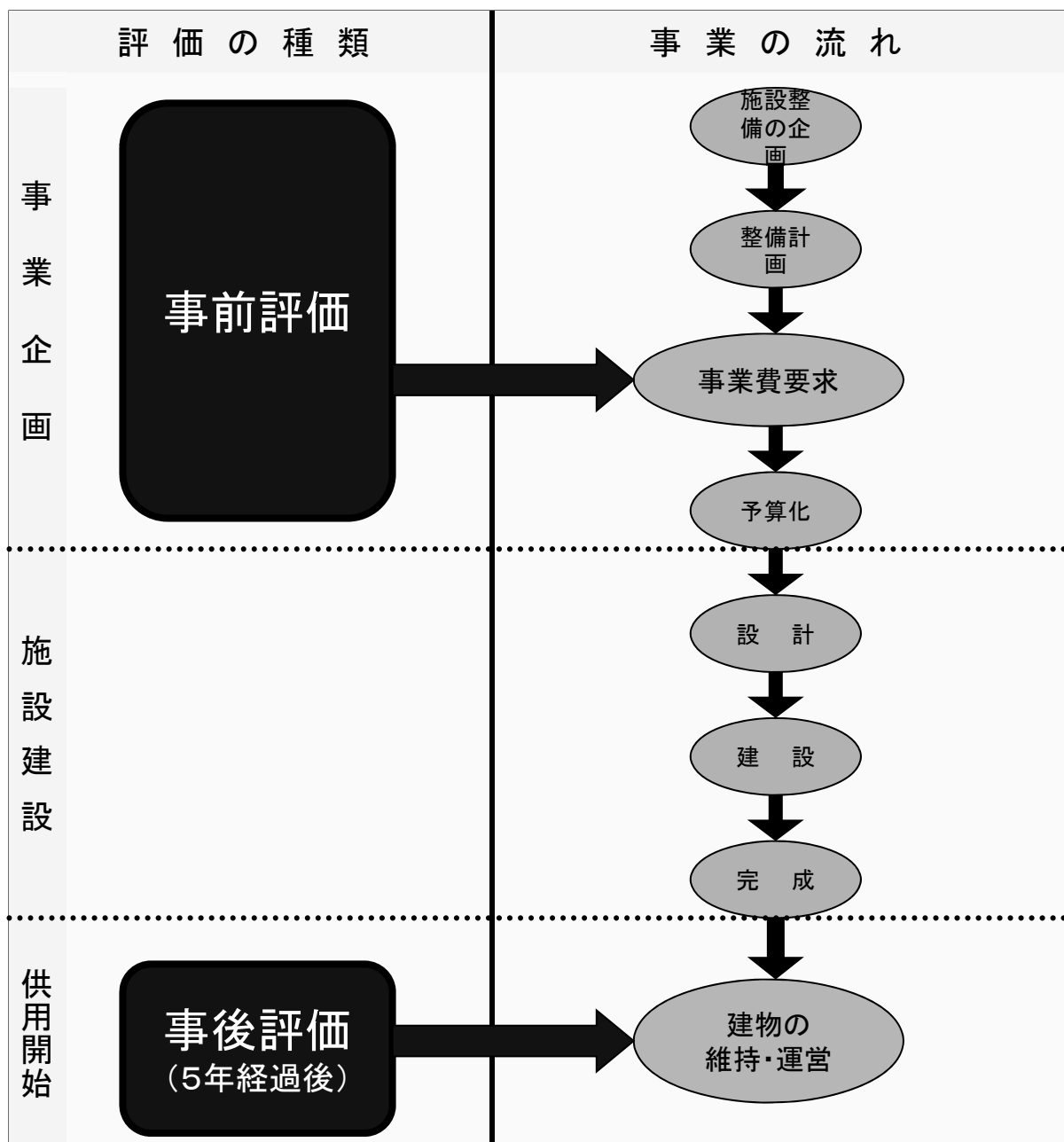
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。

事前評価	・事業費要求時(調査費と同年度に設計費を要求する事案については翌年度)に実施します。
再評価	・事業の進捗状況又は社会経済情勢の変化を考慮し、実施します。
事後評価	・施設供用開始から5年経過後実施します。

施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

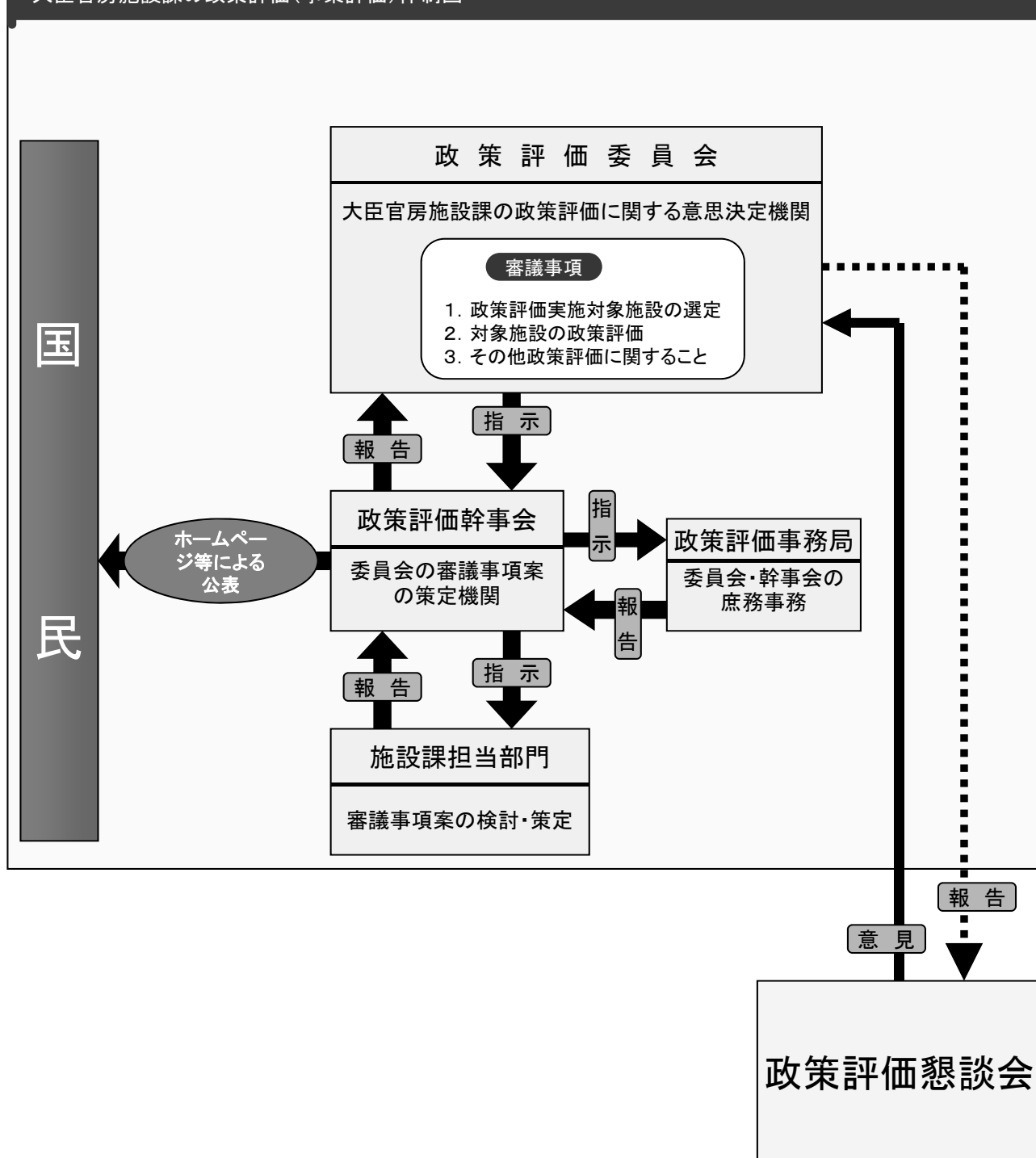


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて適当な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目		係数					
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)」に関する評価指標の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)」に関する評価指標により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係 数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位 置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規 模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構 造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111 (代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>

令和6年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	朝日委員	P18 事前評価結果表[効率性] 「調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果についても専門家の助言を得ながら統計学的に妥当な手法を用いて分析するものであるから。」	調査手法については今後も検討の余地があるようですが、P8の調査の具体的な内容を見ますと、定量的調査だけでなく、実地調査や当事者研究的な側面など質的な調査も含まれるようです。その理解で良いでしょうか？ その場合、左記の分析手法の妥当性の評価について、統計学的に妥当な手法のみならず、質的調査のプロセスや結果についても妥当性が確保される体制について言及しておくことが必要かと思います。	現時点におきましては、刑事施設等における実地調査については、ストーカー・DV事犯者に対する一般的な処遇状況等に関する各施設等の職員からの聞き取り調査を予定しており、また、刑事確定記録調査等に併い必要に応じて行う刑事施設等における調査としても、各施設等の保有するデータベースや資料に基づく統計的な調査を予定しており、本研究における調査としては、当事者研究的な側面など質的な調査は予定しておりません。
2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	石谷委員	P7 2事業等の内容[(2)目的・目標]	ストーカーについては、昨今はSNSでの発言などをきっかけとすることもあって、そこも対象にすべきかという点についてどのように考えているのか。	現時点では、ストーカー事案のうち、特に、被害者・加害者間の関係として相対的に割合が高く、かつ、DVとの共通点の多い類型として、配偶者(元配偶者を含む)又は交際相手(元交際相手を含む)といった社会生活における成人同士の親密な関係にあった者の間におけるストーカー事案を研究の対象としたいと考えております。SNSでの発言等をきっかけとするストーカー事案については、その問題性について理解しているところではありますが、今回の調査研究においては、前記のとおり、親密な関係にあった被害者・加害者間におけるストーカー事案の実態を把握し、かかる関係下にあった加害者の再犯防止に向けた処遇等の在り方に関する課題・展望を取りまとめたと考えているため、今回の調査の対象からは除く予定となっております。
3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	井上委員	P18 事前評価結果表	事前評価結果表でB評価のものについては更なる検討をしていただきたい。	事前評価結果表においてB評価であった「研究における調査対象の設定」につきましては、現在、予備調査を行いつつ適切な対象範囲を設定できるよう検討しております。同じ「研究の実施体制・手法」につきましても、ストーカー・DV事犯に関する有識者の先生方からの助言をいただきつつ検討しております。今後これからの点につき検討を重ね、より良い研究となるよう引き続き努力して参ります。
4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	小川委員	全体	殺人等の重罪にもつながるストーカー・DV事案について調査分析を行うことは刑事政策上きわめて重要かつ急務です。調査対象が固まっていけない模様ですが、この種事案は、殺人から痴話げんかまで幅広いため、どの程度の事案まで掘り下げるかは難しいところでは。国民の危機管理という観点からは、公開請求事案、略式事案に絞ったとしても、早めに調査を開始する方が良いのではないかと感じました。	御指摘を踏まえ、できる限り早期に調査を開始できるよう研究を進めて参ります。
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	宮園委員	P7 2事業等の内容[(1)課題・ニーズ] 「ストーカー事案の相談件数において、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手(元交際相手を含む。)の構成比が37.2%と最も高いほか、配偶者(内縁・元配偶者を含む。)も7.0%を占めている。また、配偶者からの暴力事案等(以下、加害行為時点において法律上婚姻していた者、内縁関係にあった者、元配偶者であった者及び元内縁関係にあった者からの暴力等を「DV」という。)の同年における検挙件数も8,581件と高止まりを続けている。」 P8 2事業等の内容[(3)具体的内容] イ 研究内容	調査対象となる具体的な事案は、どのような事案なのか。 (※ストーカー・DV事犯のうち、特に被害者との間で親密な関係を有する者が当該事犯に及んだケースなど) 不起訴案件についての検討は行われるのか。	ストーカー・DV事犯のうち、特に配偶者(元配偶者を含む)・交際相手(元交際相手を含む)といった社会生活における成人同士の親密な関係にあった者の間における事案を対象と考えております。 不起訴事案につきましては、現在、不起訴記録から分析に耐え得るだけの十分な情報を得られるか等を明らかにするための予備調査を行っております。
6	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (ストーカー・DV加害者に関する研究)	横田委員	P8 2事業等の内容[(3)具体的内容] ウ 成果物の取りまとめ	DV調査の成果物につきましては、法務省関係部署のみならず、男女共同参画の検討会においても重要な調査結果となるものと認識しております。白書への反映に加え、関連部署への展開や説明の機会を設ける予定はございますでしょうか。再犯防止推進計画の一環として、成果の活用が前提であることは理解しておりますが、連携について一歩踏み込んだ記載を外部に明示し、説明を行うことが適切であると考えます。	研究部報告・犯罪白書につきましては、発刊の都度、関係各所に配布するとともにホームページ上での公表も行っているところではございますが、その他にも他省庁からの要望等に応じて個別の配布も行っております。今回の調査につきましても、他省庁との積極的な連携について検討して参りたいと思います。
7	施設の整備 (佐世保拘置支所新営工事)	井上委員	P41 6事業計画の効果(B2)	地域性の評価指標がCとなっている。実施に当たり更なる改善努力をしていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、取組内容に係る実施の可否を検討して参ります。
8	施設の整備 (彦根法務総合庁舎(仮称)新営工事)	朝日委員	P56 事業計画の効果(B2)に関する評価指標	この事業だけではなく、この評価項目そのものについての質問です。事後評価の同じ箇所と比較すると、事前評価のほうが全体的に評価が低いように思われます。たとえば、地域性や環境の項目に関しては、事業化された際の設計や予算によっては、当初計画よりも効果を高めることが可能なのでしょうか？ 拘置所のようなオープン性が期待されない施設以外は、国の施設であっても公共施設のもつ地域・環境への外部的な効果の発揮も期待されるところかと思いますが、事前評価で保守的な評価となっている事情があるのかをお伺いできればと思います。	事前評価は、計画段階における評価であり、一部の取組内容に係る実施の可否は、設計段階または運用段階で判明することから、事後評価において評価が高くなることがあります。
9	施設の整備 (彦根法務総合庁舎(仮称)新営工事)	井上委員	P55 6事業計画の効果(B2)	地域性の評価指標がCとなっている。実施に当たり更なる改善努力をしていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、取組内容に係る実施の可否を検討して参ります。
10	施設の整備 (彦根法務総合庁舎(仮称)新営工事)	小川委員	全体	裁判所も予定地に移転していることもあり、速やかに進めたほうがよろしいかと思います。	いただいた御意見を踏まえ、関係部局と調整の上、施設整備を進めて参ります。
11	施設の整備 (西条法務総合庁舎新営工事)	井上委員	P69 6事業計画の効果(B2)	地域性の評価指標がCとなっている。実施に当たり更なる改善努力をしていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、取組内容に係る実施の可否を検討して参ります。
12	施設の整備 (長崎法務総合庁舎新営工事)	井上委員	P84 6事業計画の効果(B2)	地域性の評価指標がCとなっている。実施に当たり更なる改善努力をしていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、取組内容に係る実施の可否を検討して参ります。